

ましらわはれなり、物にもがなやとおぼさるゝもかひなし、其日やがて御ぐしおろす、御年四十
に一二やあまらせ給ふらん、まだいとをしかるべき御ほせなり、かくて同じ十三日に、御船にたてまつりて、遙な
せらる、七條の院殖子母后へ奉らせ給はむとなり、信實朝臣めして、御姿うつし書
る浪路を玄のぎおはします、略中 新院德順も佐渡國に移らせ給、略中 中院御門ははじめより玄
ろしめさぬ事なれば、東にもとがめ申させ、父の院はるかに移らせ給ぬるに、のせかにて都に
てあらん事いとおそれありとおぼされて、御心もて、其年閏十月十日、土佐の國の畠といふ所に
渡らせ給ぬ、略中 責て近き渡せにと東より奏したりければ、後には阿波の國にうつらせ給にき、
〔承久軍物語五〕承久三年六月十四日、略中 すでに方々のせきうちやぶりて、御所ちかくせめよる
ときこえければ、一院鳥羽后をはじめ参らせ、みやく女院さわがせ給ふ事なのめならず、つちみ
かせの院、玄院、德順かものやしろへりんかうある、六でうのみや、れんせいのみやは、貴船のか
たへとおちゆき給ふ、御ともに侍る人々も、みなかちはだしにてとうざいにまよひ、略中 同じき
廿日、一院四つぢ殿にうつらせ給ふ。

〔承久軍物語六〕おなじき七月六日、むさしの太郎ときうち、むさしのせんじよしうぢ、す萬ぎのせ
いをひきぐし、院の御所四辻殿へまゐり、四はうをけいと仕り、とば殿へうつしたてまつるべき
よしそうもん申ければ、一院かねておぼしめしまうけさせ給たる御事なれども、さしあたつて
は御心まとはせおはしまして、まづく女ばうたちを出さるべしとて、出車にとりのせてやり
出されければ、ぶしももしむほんのものやのりたるらんとて、ゆみのはずにて御くるまのす
だれをかゝげてみたてまつることなさけなくみえしか、やがて一院もみゆきなる、略中 東の洞
院をくだりに御幸なれば、あさゆみゆきなりたりし七條殿ののきばも、いまはよそに御覽せ
らる、つくりみちまではぶし共物の具にてぐぶつかまつり、鳥羽殿へいらせ給へば、四方をかこ